

(第一類 第五号)

第五十八回国会 大蔵委員会

(五一五)

昭和四十三年五月二十一日(火曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長代理理事 毛利 松平君

理事 金子 一平君

理事 渡辺美智雄君

理事 村山 喜一君

理事 只松 祐治君

大村 裕治君

小山 省二君

地崎宇三郎君

古屋 亨君

村上信二郎君

山下 元利君

井手 以誠君

野口 忠夫君

岡澤 賢一君

武沢 完治君

西岡 四宮

鰐岡 兵輔君

久吉君

武夫君

坊 秀男君

村山 達雄君

吉田 重延君

佐藤觀次郎君

平林 剛君

武藤 山治君

廣沢 直樹君

水田三喜男君

正君

倉成 相沢 英之君

二郎君

大蔵省主計局次官 長谷川正三君

大蔵省主税局長 吉國

大蔵省証券局長 広瀬 駿二君

大蔵省銀行局長 澄田 智君

大蔵省国際金融局長 新保 實生君

外務省アジア局 金沢 正雄君

外務參事官 陰部長

大蔵省銀行局長 大蔵省大臣官 莊 清君

同(丹羽久章君紹介)(第六一五二号)

同(福田一君紹介)(第六一五三号)

同(村上信二郎君紹介)(第六一五一号)

同(小川半次君紹介)(第六一五二号)

同(丹羽久章君紹介)(第六一五三号)

同(島本虎三君紹介)(第六一五三号)

同(武部文君紹介)(第六一五六号)

同(西風鶴君紹介)(第六一五六号)

同(徳安實藏君紹介)(第六一四八号)

同(中山榮一君紹介)(第六一四九号)

同(細田吉藏君紹介)(第六一五〇号)

同(三ツ林弥太郎君紹介)(第六一五一号)

音楽、舞踊、演劇及び映画等の入場税撤廃に関する請願(笛山茂太郎君紹介)(第六一四五号)

同(池信君紹介)(第六一四六号)

同(小川半次君紹介)(第六一四五号)

同(村上信二郎君紹介)(第六一四五号)

同(永江一夫君紹介)(第六一四五号)

同(外一件(増田甲子七君紹介)(第六一四五号))

同(三池信君紹介)(第六一四五号)

同(徳安實藏君紹介)(第六一四五号)

同(大村襄治君紹介)(第六一四〇号)

同(小沢辰男君紹介)(第六一四〇号)

同(岡本隆一君紹介)(第六一四二号)

同(辻寛一君紹介)(第六一四三号)

同(北澤直吉君紹介)(第六一四三号)

同(佐野進君紹介)(第六一四四号)

同(帆足計君紹介)(第六一四四号)

同(田中伊三次君紹介)(第六一四九号)

同(長谷川正三君紹介)(第六一四九号)

同(廣瀬正雄君紹介)(第六一四九号)

同(廣瀬正雄君紹介)(第六一四九号)

同(廣瀬正雄君紹介)(第六一四九号)

同(西村金藏君紹介)(第六一四九号)

</div

のお金にしまして一兆四千億に達しております。

こういうふうな大きな災害が国民生活に与えるものでござりますから、損害保険といたしましてはこの損害を何とかカバーして、国民生活の安定化に寄与するということが大切と考えまして、そして地震保険制度の創設ということをかねてからお願いいたしておりました。ただ、地震保険というものが、非常に保険の制度に乗りにくいという点が多々ございます。

だいま申しました九十七年間「兆四千億の中で、大正十二年の関東大震災、これが現在の価額にしまして約二兆をこえる損害でございます。当時のお金では、火災保険の契約をしておりましたのが約十六億でございますが、その当時の損保会社の資産を合わせまして一億二千万くらいでございますから、アンバランスで、とうてい払えません。現在でもこの「兆」という損害に対しまして、昭和三十九年、これは新潟地震のときでございますが、その当時の損保の資産が三千六百億というのでございまして、二兆とは非常にかけ離れております。そういうぐあいでござりますから、こういう異常巨大な損害になるということが、ますますの保険の成立を困難にする第一の事情でござります。

第二の事情といたしましては、損害発生の頻度が非常に不規則である。それからまた、損害の額も非常に大きいものあれば小さいものもある。結局、いわゆる保険の原則をなしておりますところの大数の法則というものに全然乗らない。保険の原理は、一定の損害の発生確率というものを求めまして、それから料率をきめるのでございますが、そういうことが全然できない。結局いまの間に最高の金額との間の格差が非常に大きいということとでございます。そういう点で保険の原則に乗らぬものもある。結局、その平均損害金額というもののとでござります。そういう点で保険料率の算定が非ない。それから、したがつて保険料率の算定が非

これを任意保険——現在の損害保険はほとんど任意保険でございますが、そういう形にしますと、地震の多い地域、あるいはまた地震が起つた直後、そういうふうな地域のある時は時間的な逆選択が行なわれまして、非常にバツドリスクだけがつくということになりまして、これでは保険として成立しない、そういうふうないろいろな欠点がござります。ですから、それで保険の必要は感じながらも着手することがなかなかできませんでした。

しかし、それに対する研究は始めておりまして、すでに昭和二十七年に協会の中にその研究会を設けまして、その研究に着手いたしたのでございますが、その結果、全社ペールというようなものとそれから政府の再保険というようなものを考えましたが、これは当時政府の再保険といいうようなことがむずかしかったので、結局ものになりますせんでした。その後もやはり研究を続けておりまして、昭和三十一年には国際競争力強化のための損保会社の体質改善策というものが考えられまして、いろいろ資料を集めまして研究いたしております。その一環としまして新しい保険の開発、ことに地震保険の開発ということが取り上げられまして、また、協会の中の各委員会でこの問題についていろいろ資料を集めまして研究いたしております。ちょうどその研究の最中に皆さま御承知の、昭和三十九年六月十六日の新潟の大地震がございまして、これはマグニチュードは七・六でござりますが、新潟の震度五という地震でございました。しばらくあいの程度の地震が都市にございましたので、非常にセンセーションを呼びまして、国民の間にも地震保険に対する要望が高まり、ことに六月十九日の大蔵委員会——それは当時保険業法の一部を改正する法律案が大蔵委員会にかかっておりまして、その審議が可決されました日でございますが、その附帯決議として、損害保険会社は地震保険の検討をしろ、そして損害保険制度の一そらの整備充実をはかれということを決議されました。

そこで、協会でも七月に入りまして、理事会で地震保険の創設を決議いたしました。それから七月の十三日には、大蔵省から地震保険制度の具体的方策いかんということを保険審議会に諮問されました。そこで、保険審議会で数回にわたってこれの論議が重ねられまして、翌年の昭和四十年でございましたが、審議会の答申書というものができまして、それが提出されました。それで協会のほうでも、この審議会の答申に沿いましてますます研究を重ねました。四十一年になりますて、政府のほうでも地震保険に関する法律、それから地震再保険特別会計法という二つの法律を公布されまして、地震保険の政治的な体制、また、業界としての体制といふものも整いまして、初めてその年の六月一日から地震保険といふものが創設せられました。

それで、この条件に合うよしなるいろな制約を設けました。その第一は、保険の目的でござりますが、保険の目的を民生安定というこの保険の趣旨から申しまして、居住用の建物、それから生活の安定に資するための保険であるということを明らかにいたしました。

それから担保する危険でございますが、これは地震はもちろん、それから噴火及びそれによって生ずる津波、そういうことにいたしました。これは噴火、津波といらものも、やはり国民生活に脅威を与えるものでございまして、先ほど申しました二兆四千億円の中には津波の損害額も入っておられます。日本もまた噴火については損害が過去にございましたので、それを公平の見地から噴火、津波も入れたわけでございます。

それから、その保険契約によつて担保される損害でござりますが、それはいま申しました火災や噴火や津波によつて直接または間接に生じた火災、損壊、埋没、それから流失、そういうようなものの損害でござります。地震による損害の大さることは、これは関東大震災のときでも、その大部分が地震後の火災によるものであったことで証明されておりますが、その火災、損壊は家屋の損壊でございます。それから埋没、流失、それだけの損害に対して、しかも全損のみに対して、これを担保する。全損のみといたしましたのは、分損まで取り入れますと、これはその料率の算定について非常に資料が乏しい。過去の統計やなんかが乏しくて、しかも分損といつても五割損もあれば四割損もある、非常に複雑でございますのとを要しまして、その費用がばく大なものになつて、その査定費用がまた保険料率にはね返る。それかららそのために料率がまた高くなる。それから万一損害発生の場合に査定に非常に労力と時間とを要しまして、その費用がばく大なものになつて、その査定費用がまた保険料率にはね返る。そういうようないるな事情がございまして、一応全損のみ担保ということで出発する、こういう

ことになりました。

それから、引き受けの方法でございますが、これは住宅総合保険及び店舗総合保険の併用、店舗と住宅とを併用しているものでございますが、その保険の自動付帯率、それからこの保険に入っている人は、いやでも応でも地震保険に加入してしまって、そういう仕組みにいたしました。これをもし任意保険にいたしますと、先ほど申しましたように逆選択が起こりまして、また逆選択が起ころば、保険の集團というものが不安定になりますて、それが集團の不安定ということから收支の予想も立たないということでございますので、それを避けるために強制付帯、つまり自動付帯でござりますが、この総合保険形式に自動付帯というものを取り入れました。この総合保険というものが将来の火災保険の進むべき道でございまして、オーリリスクを担保する保険でございますので、総合保険に担保させたわけでございます。

なお、料率算定につきましても、四百六十七年間に起こりました三百二十の地震を基礎にして料率を算定いたしました。これは採算ベースに合つた非常に合理的なものでござりますけれども、しかし、極力料率を安くしまして、なおその料率の差を少なくするということで、全国を三等地に区分しまして、また木造、非木造に分けて簡単な料率にいたしました。

次に、再保険機構でございますが、再保険機構は政府の超過損害再保険の形式をとることにいたしましたが、ここに日本地農再保険会社という特別な法人をつくりまして、そろしてこれは損保全社の出資からなる資本金十億円の株式会社でございますが、これをつくりましてブール——地震の再保険はブール組織とすることにいたしましたので、そのブールの仕事をやる、それからそのブルという性格を強化するために特別な会社をつくる、それからその地震保険に関する財産をその会社が預かりまして、一元的に全部運用管理する、それから政府のいまの超過損害再保険の相手方としてそれをその会社だけが引き受けるというよう

ことになりました。

それを通じて再保険をすることにいたしました。その再保険の形式は、百億円をこえて五百億円以下のものは半額を政府が負担する、それから五百億円をこえまして三千億円までは政府が全額を負担する、こういう再保険でございます。それに以下ものにてますて政局は、二千七百億円までを毎年議会よりまして政局は、二千七百億円までを毎年議会の議決を経て、そして二千七百億円をトップとする負担をする。それから、民間の負担額は、結局、地震再保険会社を合わせまして三百億円といふことになるのでござりますが、民間の元請二十社は、これは年間百五十億円。ですから、一年間に百五十億円のものを負担する。それ以上は負担しない。それから、地震再保険会社は、まず全社から再保険を受けまして、これをいまのようないふりで政府に再保険を引き受けまして、これで八十九件、三千八百三十一万五千円でござります。それから、北海道関係では、三十一件で千五百八十七万円、合わせて百二十件で五千四百五千元と、いうことになつております。東北地方では八戸市が一番多くて千五百萬円、三沢が一千萬円、あとは何百万円程度でございます。それから、北海道のほうは、まだ完全に調査ができておりませんが、函館の五百八十万円が比較的多い数字になつております。こういうふうに、これは保険契約金額から申しますと、北海道地区には八百億円以上ございますし、青森も百六十億円、岩手が百億円くらいの保険金額がございますけれども、いま申し上げましたよなうないろいろな制約がござりますので、実際支払います保険金額は、いま申し上げたような金額、これはまだ一部の報道でござりますけれども。この前のえびの地震のときには保険料のみならず資産運用益も積むことになつておりますので、これがだんだん増高してしまつりますれば、この地震保険に関する法律の決議の際に附帯決議として大蔵委員会から示されましたが、分相応に担保するとか、あるいは料率を引き下げるとか、あるいは限度額を引き上げるというふうないろんな条件も、だんだんと目ざしていくように努力したいと思います。それで、いま保険

必要上から日本地震再保険会社を設けまして、その再保険の形は、百億円をこえて五百億円以下のものは半額を政府が負担する、こういう再保険でございます。それから、民間の元請二十社は、これは年間百五十億円。ですから、一年間に百五十億円のものを負担する。それ以上は負担しない。それから、地震再保険会社は、まず全社から再保険を受けまして、これをいまのようないふりで政府に再保険を引き受けまして、これで八十九件、三千八百三十一万五千円でござります。それから、北海道関係では、三十一件で千五百八十七万円、合わせて百二十件で五千四百五千元と、いうことになつております。東北地方では八戸市が一番多くて千五百萬円、三沢が一千萬円、あとは何百万円程度でございます。それから、北海道のほうは、まだ完全に調査ができておりませんが、函館の五百八十万円が比較的多い数字になつております。こういうふうに、これは保険契約金額から申しますと、北海道地区には八百億円以上ございますし、青森も百六十億円、岩手が百億円くらいの保険金額がございますけれども、いま申し上げましたよなうないろいろな制約がござりますので、実際支払います保険金額は、いま申し上げたような金額、これはまだ一部の報道でござりますけれども。この前のえびの地震のときには保険料のみならず資産運用益も積むことになつておりますので、これがだんだん増高してしまつりますれば、この地震保険に関する法律の決議の際に附帯決議として大蔵委員会から示されましたが、分相応に担保するとか、あるいは料率を引き下げるとか、あるいは限度額を引き上げるというふうないろんな条件も、だんだんと目ざしていくように努力したいと思います。それで、いま保険

協会の中に地震保険特別委員会といふものを設けまして、そういういろいろな研究をいたしております。非常に時間がございませんので、きわめて簡単に地震保険のことを申し上げましたが、なお、今回十勝沖地震の損害についてちょっと申し上げます。

これは、去る十六日に起きましたのでござりますが、十八日の朝、東京から、協会並びに地震再保険会社及び各社から十名以上の方が向こうに出張いたしまして、そして、それを北海道地区と東北地区に分けまして、査定をいたしました。現在、その査定を継続中でございますが、それまでまだ精細な情報が入つておりませんのですけれども、現在までに調査しましたところでは、東北関係の方で政府に再保険を引き受けまして、これをいまのようないふりで政府に再保険を引き受けまして、これで八十九件、三千八百三十一万五千円でござります。それから、北海道関係では、三十一件で千五百八十七万円、合わせて百二十件で五千四百五千元と、いうことになつております。東北地方では八戸市が一番多くて千五百萬円、三沢が一千萬円、あとは何百万円程度でございます。それから、北海道のほうは、まだ完全に調査ができておりませんが、函館の五百八十万円が比較的多い数字になつております。こういうふうに、これは保険契約金額から申しますと、北海道地区には八百億円以上ございますし、青森も百六十億円、岩手が百億円くらいの保険金額がございますけれども、いま申し上げましたよなうないろいろな制約がござりますので、実際支払います保険金額は、いま申し上げたような金額、これはまだ一部の報道でござりますけれども。この前のえびの地震のときには保険料のみならず資産運用益も積むことになつておりますので、これがだんだん増高してしまつりますれば、この地震保険に関する法律の決議の際に附帯決議として大蔵委員会から示されましたが、分相応に担保するとか、あるいは料率を引き下げるとか、あるいは限度額を引き上げるというふうないろんな条件も、だんだんと目ざしていくように努力したいと思います。それで、いま保険

○木村説明員 お答えいたします。

最初の御質問でございますが、地震がどのくらいの割りで起こっているかという意味かと思いますが、われわれのほうは、全壊とか半壊とかいう区別をした資料がございません。被害地震という名前で呼んでおるわけでございます。そういう資料はござります。それによりますと、大体日本において統計的に江戸時代三百年間の数字を使いまして、ある被害地震が起こりました、その次の地震の起ころまでの間隔でございますが、それが一年以内に地震が起こったというのが五八%、二年以内に起こったのが七四%というような割りで、これは一年に近い間に起こりやすいということがあります。

それから、明治以降のものは、私は、被害地震は調べたことがありませんが、七・〇以上、われわれのほうで言います大地震のランクに入るものであります。それから、それをやはり同じようにランクを調べますと、一年以内に起ころる率は六八%，二年以上というものはちょっと私資料を覚えておりません。

○毛利委員長代理 引き続き、質疑の通告がありますので、これを許可いたします。只松委員。

○只松委員 先に気象庁のほうにお尋ねをいたしましたが、概要是いまの中にも御説明がありましたけれども、日本におけるおもな地震の発生状況、それから、これはなかなか別の意味の専門的なことになつて、いま聞くのは地震保険と地震の発生状況、こういうことになるわけですかれども、いまだ言われたように、全壊でないと支払えない。これはどの程度が全壊になるか、そういう面では私ども経験がないのですけれども、家が全部壊をする、こういういわば激震といいますか、こういうものが日本ではどういうふうに発生しておるのかということ。それから次に、四十一年の五月からこの保険法が施行されたわけです。その四十一年以後におけるこの二年間の地震の発生状況、これはこまかいことはいいのですが、ひとつお答えをいただきたい。

それから、もう一つ日本付近の地震の起り方の特徴と申しますと、集中しやすい、ある期間は頻発しますが、ある期間はわりに間延びしている傾向があります。たとえば昭和入りましてから六件の、千人以上が死に、一万戸程度の家屋が損壊したという大地震、大震災がございますが、その六件のうちの五件が昭和十六年から昭和二十三年の間に集中しておるというやうになつております。ところが、反対に、最近では、新潟地震はありましたけれども、大きな地震が起つていいなさい。最近ちょっと頻発しておりますが、これで地震の起り方が日本らしくなつたと申しますか、そういうような状態で、一応かたまりやすい傾向を持つております。

それから二番目の、四十一年五月からの状態であります、四十一年五月からの被害地震は、松代地震が四十一年の五月ごろから比較的間違になつてしまひましたけれども、四十一年の八月から九月にかけてかなり頻度が多くなつてきております。それからあとは、松代地震は、月に一回くらいずつ震度五が起こつて、この五月はございませんでしたけれども、四月までは、毎月一回は震度五が長野県北部のどこかで起こつておるという状態が続いております。それから四十一年の二月に、神津島でこれは負傷者が出ていた地震があります。神津島というのは、これは四十年の末ごろが最盛期でありまして、ときどき震度五が起こる常襲地帯になっております。それから、越えて四十三年の二月に、えびの地震が起りました。四十三年の三月にえびの地震の余震がございまして、四十三年の四月一日に日向灘地震が起りました、四十三年の五月十六日の、先日の十勝沖地震が起つたわけであります。

一応こんな状態であります。

○只松委員 いま保険の概要、それから日本における地震の発生状況といふのをお話し下さい。ただいたわけですが、今度地震保険ができまして、いまのようなことで、火災や何かとまた違つて、その発生回数あるいは規模、したがつて、被害状

況その他を予測することはなかなか困難であります。しかし、いわゆる商業ベースとして、これが満足をしておるわけありますから、一応商業ベースの面から問題をとらえてこの論議をしたいと思つのですが、現在の保険の契約総金額、あるいは加入金額、それから保険の加入者、そういうものについて、ひとつおわかりでしたら教えていたが、四十三年一月末現在の契約件数は約五百四十五万件でございます。保険金額は一兆七千八百三十億円でございます。これは住宅総合保険、それから店舗総合保険に付帯して、この地震保険が成立するわけでございますが、ただいま申し上げましたような件数になっておるわけでございます。

○只松委員 それから出てくる純利益といいますか、この二年間に——ちょうど一年間たつておる年だけですね。さつき四十億の準備金とおっしゃいましたけれども、これは一応純利益、こういうふうにみなしでいいですか。保険部のほうでもいいですが、保険部のほうの調査では、そういうことになっておりますか。

○新保説明員 これは保険料をいただきまして、一方におきましては、地震保険運営に必要な事業費を払つていくわけでございますが、その収支の差額が責任準備金というものの名目で約四十億積み立てられておるわけであります。一般に事業会社等における利潤とか利益、そういう観念でなくて、将来のそういう災害に備えて、支払う、そういう責任準備金というものが約四十億といふことでござります。

○只松委員 そうすると、これはあれですか、昨年からことし、一年で急速に伸びておるわけですか、それとも横ばい状態ですか。今後の見通しないますけれども、地震の場合には、支払い保険金額の限度を設けまして、そして保険金額の三割と岩手県が一割台でございまして、平均保険金額も二十何万という程度でございますから、保険の方が非常に低いといふことで、そな大きなものは出でこないと思います。ですから一億には達しないんじゃないかと思います。

○西村参考人 それから先ほど、これは申し上げるのに時間がなくて抜かしましたのですが、大事なことでございまして、そこで地震が付帯したために、またささらに高くなつておりますので、普通の火災保険でも現在は、毎年一割四分ぐらゐの増収しかいたしておりますので、それよりちょっと下回るのじやないかと思います。

○只松委員 そうすると、これはあれですか、昨年は、九十万、六十万で頭打ちにする、そういうことがござります。ですから、地震保険の支払は、保険金といふものは、住店総の契約金額よりも相当少なくなると思います。

○只松委員 現在までに地震で支払われた二年間の件数、それから金額は幾らになつております

年目には住店総保険それ自身も手直しをしましたし、それから地震保険の普及とすることもありまして、一割二分ぐらゐの増収をしております。

それから、将来もそう急激な増収はありません。それでも、毎年一割前後の増収は期待できると思つています。

○只松委員 こういうふうにインフレが進んでおりますから、火災保険でも、保険金額といふのは相当大幅にふえていくっておるわけです。したがつて、これに付随する地震保険のほうでも、一戸当たりの保険金額でも相当伸びる。さらにこういうふうに地震がありますと、そのたびに、結局保険に地震がついているのだというようなことから、そういう面からの伸びといふものがあるんだろうと思います。そういうものの見通しといふものは一割程度にとどまる、こういうことです。私は、もう少し伸びるような気がするのですが、どうですか。

○西村参考人 やはりこれは、住宅総合保険といふものは、普通の火災保険よりも料率は高くなつております。そこで地震が付帯したために、またささらに高くなつておりますので、普通の火災保険でも現在は、毎年一割四分ぐらゐの増収しかいたしておりますので、それよりちょっと下回るのじやないかと思います。

○西村参考人 先ほど申し上げました程度でござります。

東北関係で三千八百三十一万五千円、北海道関係で五千五百八十七万円でございました。両方で五千四百十八万五千円という数字がいま出ておりますが、これはまだ査定中でございまして、なおこれにもっとあるだらうと思います。北海道のほうがまだ全面的にわかつておりませんし、これは一応の査定した金額として向こうから報道があつたものでござります。

○只松委員 今後の見通しはどうです。

○西村参考人 今後も、これはいま申し上げましたように、地震保険の金額といふものは非常に制限されておりますし、それから地震保険のつけ方が北海道、東北地区では非常に低いのでござります。普及率が北海道で二割台、青森県も一割台、岩手県が一割台でございまして、平均保険金額も二十何万といふ程度でございますから、保険のつ方が非常に低いといふことで、そな大きなものは出でこないと思います。ですから一億には達しないんじゃないかと思います。

○只松委員 大体、この地震保険に伴う支払状況その他お聞きのとおりですし、いまの貨幣価値から見て、これだけの地震があつて五千四百万円、えびの地震のときも七百何十万円。いま、ちょっとした家を建てましてもすぐ三百万だ、五百万だとかかるわけです。まあ大蔵委員会でも當時いろいろ論議をいたしまして付帯条件その他もついてお

か。

○西村参考人 これは第一年度は全然支払いがございません。第二年度に、二月のえびの地震のときに、第一回のえびの地震の支払い保険金が、件数三十二件で、金額は七百八万五千円でございました。それから一度目のえびの地震のときには、罹災物件一件、支払い金額一千円となっておりま

す。その次が今度の十勝沖地震でございまして、これは未確定でございます。

○只松委員 今回の十勝沖の支払い状況、申請状況はどうですか。

るわけですが、しかし、これは地震でござりますか、震災のような大きな地震が突如として起るかもしれない、こういう懸念はありますけれども、これが地震が起つて七百万とか五千万とかいう程度の損害しか補償されないということでは、一体地震保険の意義があるのだろうかどうか、どうだらうか、こういうことさえ私は疑問に感するわけでござります。一件千円というような先ほどお話をございましたが、いまごろ千円もらつて――これは分損じやだめで全損でなければだめでござりますけれども、鶏小屋がこわれたのか何かしらないけれども、全損で千円。これは一番困つておるときですか、知らないより幾らかあつたほうがいいかもしませんけれども、しかし、私たちが論議したときの地震保険の本来の目的よりだいぶんかけ離れておるよな気がする。ほんとうは大蔵大臣にきょう自由質問で来てもらつて、そういう問題についても討議しようと思つたのですが、大臣はお見えになつておりません。課長さんや損保会社の当事者だけ責めたり論議してもどうかと思います。法案そのものの提出権があるわけじゃありませんし……。どうですか、こういう支払状況なり何なり聞いて、地震が起つた場合にほんとうに役立つ、少なくとも現状で民生安定にこたえたり、何かほんとうに地震が起つたときの国民の不安をカバーすることができるか、心臓なりをお聞かせ願いたい。

○新保説明員 仰せのように、今までの地震保険の支払い実績を見ますと、必ずしも金額的には多うございません。これにはいろいろ理由もあるわけでございますけれども、制度創設当時にいろいろ議論されましたように、地震というものの異常巨大性と、いうものを前提にしました場合に、保険制度に乗るか乗らないかという本質的な問題もござります。その議論は一応別として、えびのあるいは今回の東北、北海道地方における保険金の支払い見込み額が、予想なされました線よりもかなり低いという点につきましては、一つは火災保険あるいは住宅総合保険、店舗総合保険の普及度その

したように、岩手県における普及率は一割である。この地震保険というのは、独立の損害保険として成り立つておるわけでございませんので、住宅総合保険あるいは店舗総合保険に付帯されるものとしては今後努力しなければならない面でなかろうかと思ひます。その他、えびの地震あるいは今回の地震の経験にかんがみまして、なるべく実情に即した方法を考えてしまいたいと考えております。

○西村参考人 私も、いま部長のおっしゃったように、それはこれだけをとつてみますと非常に少ないのでござりますけれども、この地震保険のいい處いろいろな条件がございまして、その条件といふものは、やはり異常巨大の損害というものを一方に考えながらいろいろな条件を設定しておりますので、この条件をここに当てはめると、やはりこういうような結果になる。それで、これを大きくなるためには、やはり住宅総合保険の普及をはかる。そして地震保険契約をどんどん皆さんがおつけになるようになるということが一番大事なことではないかと思うのでござります。もちろん業者としましても、保険契約そのものの内容をもつて、民生安定に資するようにもっと、より充実したものにしなければならないということは考えております。それに向かって努力いたすつもりでございます。

○只松委員 たしか新潟地震のときに損保協会だったと思ひますが、二億円ぐらいにか陣中見舞いされたと思ひます。いわゆる地震保険として料金を取つておらないときでさえも、新潟地震程度のものが起こつて二億円の見舞いをする。ところが、地震保険をとつて、こうやつて四十億から利潤をすでにあげておる。にかかわらず、これだけの地震が起こつても五千万ぐらいしか支払い

は、へたにつけないで、いままでの損保協会のふうに懸念をしておりました、実際上はなかなかつきようはそんな時間がありませんから、分損のことをもいたしませんし、どの程度全損として認めるだけに、この家がはたして今後の使用に耐えるか認めないか、これは火災の場合でも私たちもいろいろ経験しますが、なかなか微妙な問題があるわけですね。ところが、地震の場合は燃えてないませんからそういう詰めた論議まできょうはいたしませんけれども、とにかくこうやって支払い金額が非常に少ない。掛け金のないときの損保協会の見舞い金を下回る。こういうことでは地震保険をかけた意義がない。まあ東京とか大阪とか大都市に地震が起こったという場合を想定すれば別な意義が出てくるかもしませんが、こうやってこれだけの激震が起つた場合の農村地帯なり、まあ過疎地帯といつては何ですが、東北の県なんかに起こつた場合はほとんど意義がないということをこれは証明したと私は思うのです。これ以上の地震が起つたか知りませんが、そういうことは私は好みませんし、そうたびたびこれ以上の大震がある——地震の強さとしては相当なものだ、こういうふうにいわれておりますね。この程度の被害でこういう支払い金額というと、農村地帯や何かにおいてはほとんど——むしろ都市の地震保険、これもどういう形で今後起つたかわからりませんが、どうも私はこの支払い状況なんかを見て疑問を持つておるわけです。どうです、これは。

見舞い金と申しますか、そういうふうな意味で出しましたのでござりますけれども、地震保険制度といふものが発足しました以上は、やはりこの地震保険制度の運用といふことが地震の災害が起つた場合の対策としては一番大事だと思います。それで、そなりますと、地震保険制度のシステムに従つて払っていくといふことが地震保険制度といふものをキープするゆえんであります。また、これが一番基本的な考え方ぢやないかと思うのでございます。ですから、救恤金とか救済金とかいうふうな意味でなく、今度は保険として、あくまでも自分の本来の業務として地震の起つた場合に対処する。そのためにはいま持つていまする基金や何かを大事にしなければなりませんし、異常巨大な損害に備えるという必要もござりますので、やはりそういうふうなシステムに沿つた処理をしていかなければならぬかと思ひます。それから全損のお話がございましたけれども、経済的全損というのを持つておりますし、そして大体修理費とかなんとかそういうもので、その家が全壊しないでもその家の価格の八〇%以上にのぼる損害が起つていると思われる場合は、これは費用も含めてでござりますけれども、全損として払うようになっています。

○只松委員 いま二年そこそこで四十億円の準備金ができたわけですね。これは私も内部を詳しく聞いておりませんからあれですが、これを概算しますと、あと一年くらいたてば、四年くらいで百億くらいの準備金ができるのじやないですか。さらにこれがたくさんたまりますと金利が増大しますから、十年かそこいらでとにかく三百億くらい、いわゆる地震保険の最大限の支払い額である三百億円というのが十年たつたらたまるのじやないかと思うのです。頭でずっと換算しまして。じや十年に一回、日本でそれだけの——東北地震が起つて、これだけの地震が起つて五千万か一億足らずの支払いしか行なわれない、こういうことが現実にあるわけですが、十年たつて、それじやどの程度どういう地震が起つて、三百億円

ございまして、保険金額は一兆七千八百三十億のございました。うち約一割ということです。非常に少い地域の損害で、支払い金額が非常に少ないということはもう御指摘のとおりであります。しかし、これが一たん関東あるいは近畿というような非常に過密地帯で発生したということになれば、かなりこの保険支払いでも大きなものになるということも予想されるわけであります。

したがいまして、やはり保険の制度そのもののが設計の問題だと思いますので、ただいま仰せの点も頭に入れて、できるだけ今後実情に即するようになります。向にこの問題を、この制度を改善していくことが必要ではないかと思いますので、しばらくいろいろなデータを集めたり様子を見たりして、これら努力をしてまいりたいと思っております。

○只松委員 もちろんいま大蔵省の相当強大な権限がこの地震保険法の中にあります。大蔵省側の責任もあるわけですから、直接にはその保険会社のほうで、いまの状況から見てもう少し寛大にといいますか、あまり火災保険のときのように、柱一本残つておればこれは全焼じゃない、下のコンクリートが残つておれば、このコンクリートをつづったときのあれは幾らだからその分は差し引くとか、新しく家を建てるときに前のコンクリートをぶちこわさにすることがある、そのコンクリートが残つておればそれが十万かかるたらそれを差し引くとか、あまりそういうことを言わないで、その状況から見てもう少し憲情のある措置というものを作りますから、根本的な検討の前に、当

○毛利委員長代理　これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

西村参考人には、御多用中のところ長時間にわたり御出席をいただきまして、ありがとうございました。委員会を代表して厚くお礼を申し上げました。

○毛利委員長代理　件をできるだけひとつ生かすように御努力をいただきたいと思います。

いろいろ申し上げたいこともありますけれども、時間がありませんので、参考人に対する御質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○只松委員　西村参考人には、御多用中のところ長時間にわたり御出席をいただきまして、ありがとうございました。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。

○只松委員　ちよつと証券局長に聞く前に、政府のほうとして、大臣が来たら聞こうと思ったのですが、次官でけつこうです。

いま地震保険の問題だけ聞いたわけですがれども、十勝沖地震の被害状況、それに対する大蔵当局の財政の支出といいますか、資金について、あるいは税制についていろいろ皆さん方のほうでそれなりに検討されておると思いますが、そういう趣旨要についてひとつお話を承っておきたいと思います。

○倉成政府委員　いまごまかし数字は持ってきておりません。概要についてはこの前も本会議で大臣から申し上げましたように、金融機関に対するいろいろな資金の手当であるとか、あるいは税制につきましては、被災者に対する税の減免について所轄の税務署に通知をするというような点、あるいは地方公共団体に対するつなぎ融資についての処置をするというふうに、最近数年しばしば災害が起つておりますので、この災害において、從来とりました措置と同様の措置を迅速に、もう直ちにその翌日から各財務局あるいは国税局等に指示いたしまして、対策には万全を期しております次第であります。

なお、公共事業等につきましては、できるだけ

早く査定をいたしました。ようやく現地に査定官を派遣する、こういう処置をいたしております次第でございます。

○只松委員 さつき質問しましたように、地震保険があれば地震がきても何となるだらう、こういう錯覚を国民に持たした政府が、しかし、これだけの地震が起こって五千万円しか地震保険で支払いがない。これはある意味のインチキですね。さつき西村さんも、羊頭を掲げて狗肉を売るような結果になりましたということをお話していました。されども、私はインチキだと思います。地震保険で二年に四十億ももうけている。たった二年間で、しかも始めたばかりのときに四十億もうける会社はない。それで五千万程度しか支払いがない。えびの地震で七百万だ。これは相当なインチキもひどいものだと思うんだな。今度の発生が予測されなかつたという含みがあるから、インチキだということばが使えるか使えないかという問題が出てくるかもしませんが、通常ならばこれはインチキですよ。こういうことを言つては何だけれども、ばくちのテラ錢かせぎよりもまだひどい。こういうひどいことを言うのは、地震保険をやつておれば国民は地震のときは安心だという概念があつたわけです。しかし、これを見てそういうことはだめだということをおおよそ明らかになつきました。

それで、私は、大臣が来たら聞こうと思ってやめておつたのだが、地震保険でこういうものを掛けておつてもだめだということが明らかになつた。したがつて、地震保険やなんかにかこつけるのではなくて、いままでと同じように、やはり政府としては地震対策というものは独自に、いままでと同じような形で地震保険があるからこれはせぬでもいい——これはほんとうの名目ですか、これだけの広大な地域に五千万円、道路一本どうやって修理できますか。これは完全なインチキ性があるから安心というようなことを口実にしないで、ひとつ抜本的な地震対策を大蔵当局としてとつ

ていただきたい、このことを要望しておきたいと思います。

ねしておきますが、近ごろまたゴーレルドランチやいろいろドル不安その他から、株への投資といふものが増大をしてまいりました。きのうあたり見ましても、千五百円台の大台を回復したといふと思つたのですが、来ないからひとつ局長にお尋ねするに、保有組合、共同証券には依然として、いまどのくらいになりますか、三千千億近いな上げ株というものがあるわけですね。これは田中さんが大蔵大臣のときに、とにかくちょっと塩づけをしておくのだ。当時の速記録をごらんなさい、うまいことを言っておるから。ほんの瞬間的にこれを塩づけしておく、こういうことを言っておったわけですが、何年たっても、千五百円台の大台を突破しても、依然としてこうやって株をたな上げをしておく、塩づけしておくということは、これは私は、あなたたちが資本主義を否定したり自由主義を否定するといふんだたらこれは別でけれども、資本主義を信奉し自由主義を信奉する自民党政府のもとにおいては、たいへんなことだと思います。私は、きょう時間がなくなつたし、大臣が来ておらないから、証券問題の本質的なことは論議しないけれども、こういう状況のもとでとにかく大きな上げ株を早く放出すべきだと思うが、放出するかしないか、事務当局の明確なお答えを聞いておきたい。

○只松委員 放出量を増加する……。ちょっとはつきりしない。

○只松委員 それをお具体的にと言うと、市況に影響があるからとかいうことでいつも逃げて発表しないわけですが、そう言つちやいつまでたっても言つたって——あなたが具体的にきょう言えば少しぐらい株が下がるかもしない。下がるかもしないけれども、本質的な問題には発展しませんよ。だから多少具体的にこうこうこういう方向でとにかく、日限までびたつと切ろうとは私は言いませんけれども、行ないたいといふくらいのことを言つたらどうですか。もう千五百円まで回復してきた段階ですからね。

○広瀬政府委員 証券保有組合のほうの数字で申しますと、株式を買入れましたのは四十年の一月以降でございますが、合計二千三百億円にのぼったわけでござります。それが最近の数字で申しますと、四月末までに一千二百億円放出いたしております。そこで、その後増資等のあつた分もござりますので、現在保有しておりますのは一千三百八十億円、それから共同証券のほうで申しますと、同じく買い入れましたのが一千八百九十七億円でございまして、これを売却いたしましたのが四月末現在で四百一十億円、四月末現在で保有しております株式は一千六百八十五億円、合わせまして三千億円くらいまだ残つておるというような状況になつております。

○只松委員 依然として三千億円のものが残つておるわけですから、これを具体的にこういうふうにしたいということくらいもう言つたつていいじゃないですかと言ふのです。これだけ市況が回復してきているのですからね。

○広瀬政府委員 おっしゃいましたような状況でございますので、三月以降かなり放出量は増加してしまって、四月になりました、從来機関投資家等のみはめておりましたのが、個人向けの放出量が回復してきているのですからね。

ということも実施することになりましたので、分量はかなりふえております。今後ともこういうよ

○只松委員 あなたのほうで指図する問題じゃないと言ふなら、たな上げした当時の速記録を読んでごらんなさい。大臣がどういうふうに答弁したか。政府がやつたんじやないか。政府がたな上げしたのだ。政府の指図ではなく、政府の資金手当ではなくて何でたな上げができますか。そんなでたらめを言いなさんな。当時の速記録を、私は一々全部覚えておりませんが、頭の中にちょっと覚えておりますけれども、政府のてこ入れでやつたんじやないか。それを今日、政府の指図ではない、保有組合のやることだ、共同証券のやることだ、そんなことは知らないなんて、そんなでたらめは言いなさんな。それなら当時政府がやつたことを全部撤回するか。そんなことはできないだろう。また私は、そんなことを詰めて言っているんじゃない。これだけよくなつてきたから解除する方向にしたらどうですか、それが本来の証券市場をほんとうに育成する道じゃないですか。それが本来の資本主義社会における証券市場のあり方でしよう。それに戻していくのがあなたたちの任務でしょう。社会党の政権下じゃないのですよ。それを一部の者が株を操作しているのでしょうか。巷間に伝えられているのは、ある政界の一部と証券界とがぐるになつて——一つのつり上げやなんかのために放出するかしないかで、談話を発表するなりしないなりでぐるになつてやつておると証券界の一部で言われているでしよう。ある自民党的議士を見てごらんなさい。こういうことを言つておるので。ヨシのすいから天井をのぞくじやなくて、兎町から日本をのぞくと、こういうふうに自民党の一部では言つておる。名前を言つてもいいません。

いが、そう言つてゐる自民党の代議士がいる。だから、そういうことまで私に言わせないで、もう

ら、事務ベースですなおに、これだけ株価が上昇してきたならば、本来の資本主義市場に証券市場を戻していくために努力しますと、こういうふうに言うべきでしょう。そういうことを聞いています。

○広瀬政府委員 この保有されたいきさつにつきましては、当時の異常な状況からきたものでございまして、できるだけ早くこういうものを解消しなければならぬということは御指摘のとおりでございます。

それから株価が上向いているという状況にかんがみまして、只松先生のおっしゃいましたような方向でもって現在保有組合も努力をしているところでございます。ただ、非常に大きな分量の保有でございまますので、それが漸進的に行なわれるということをございまして、できるだけ早く解消するという方向はもう御指摘のとおりで、その方面に向かいましてわれわれも努力していきたいとうふうに考えております。

○只松委員 大臣が見えておりませんから、次官、ひとつ私の言つたことを御理解いただいて、政府部内においても本来の姿に立ち返るよう、証券の民主化や何かはきょうは触れませんけれども、努力するようにならなければいけない。そうではないと、こういう形で証券面からだけまた過熱状態に入つて、依然として三千億からのものをかえているという非常な不規則といいますか、不健康といいますか、将来に問題を残すことになるわけですから、それくらいのことは、ぼくがこれ以上言わないでもわかつていてると思いますから、ぜひ努力するようにお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○毛利委員長代理 武藤山治君。

○武藤(山)委員 私は通告していなかつたのですが、ただいまの只松君の質問を聞いていて、私も一、二点関連してお尋ねしておきたいと思いま

凍結株を放出する量は、確かに本年に入つてからふえてまいり、かなり進んできていることは認めます。しかし、これだけ大量の株を凍結したままで、しかも株価が千五百円台をこえた、こういう事態ならば、もう少々凍結株を解消するテンポを早めにかかるべきではないか。大蔵省はなぜそういう点積極的に行政指導に乗り出さないのか。

そしてその裏には、いまの株価はほんとうの実勢をあらわしていないのだろう、ゴーラードラッシュや金の価格の高騰ということに対応して、それが株に転化して、ドルの値が下がりやせぬかという不安から株を持ったほうが安全ではないか、こういう心理から株価というものがばとと上がつているといふ傾向がある。企業の実勢というものをそのまま反映しているとは見られない。そういう何か内容、基礎が不安定な要素を持っているから、これがまたがくつと下がる心配があるのでなかろうかなどいう不安が証券局自体の中にあるのではないか。そのため、あまり強引に凍結株の放不出ができないのはなかろうか、こういう判断に立たれたのではないかという気がするのですが、そこらのところほんとうはどうなんですか。

○広瀬政府委員 たいへんむずかしい問題でございまして、現在の株価が安定的なものかどうかといふことに尽きるだらうと思いますが、その辺は確かに安定的だといふことがいえるかどうかは非常に疑問だと思います。それからその凍結株を一挙にたくさん放出すれば、それがまた相当なりアタシヨンを生むだらうと思います。ただ、ことしになりました。

常に投機的かといふことになりますと、それは投機的だといふ判断もできかねる、かなり底堅いものもあるようになります。そこで漸次凍結株の放出をふやす。先生のおつしやったほど、期待のほどでなかつたかもしれません、かなりの分量をふやしております。先ほど只松さん

がおっしゃいましたような方向に沿つているのではないかと思います。

○武藤(山)委員 そこで、証券局としては、凍結株の放出ができるだけ早目にすると、これが促進するにしても、もう一つの観点は、日銀の融資の返済の問題があります。これは四大証券とさらに基幹会社七社でまだ残りが二百六十億、日銀が直接融資した残が二百六十億あります。そのうち四大証券会社が借りているのが百九十九億ですか、現在残が、日本銀行にまだ返してないのがそうすると、まだ四十億しか返してない。三百億融資を受け四十億しか返してないのです。去年、おととしの二年間は一錢も返してない。株が、このように売買株数も一億二億だといふように非常にふえ、利益も証券会社にはかなり入っている。こうとさせる必要があると思うのですね。証券局は、この点についてはどんな指導をなされておるでしょうか。

○広瀬政府委員

ただいまおっしゃいました、日本銀行が証券会社に貸しした分は、これは例の三十九年九月から四十年にかけまして株式が暴落したとき、ちょうど三十九年の一月に共同証券ができましたあと、そのころ貸し付け金でございますが、いまおっしゃいました金額はちょっと違つております、さらには、その後、四十年の七月に、保有組合の出資関係でもつて八十四億貸し増しなつて残が二百六十億ということになつております。返済額は、先ほどおつしやった数字、三、四十億とおりました。

がおっしゃいましたよな方向に沿つているのではなく、公社債担保金融の道は十分ではございませんからこうになっております。と申しますのは、

上命令だらうと思います。ですから、これを促進するにしても、もう一つの観点は、日銀の融資の道は開かれていますが、実際の問題として、証券会社の公社債の保有といふものはかなりふえておりますので、そういう方面に向けられていると

いうふうに判断しております。

状況は大体そのようなことでございます。

○武藤(山)委員 そこで、私が言いたいのはその次なんですが、金融引き締めでできるだけ金融機関は窓口規制も強化され、しかも国際収支を改善

するために、金融はシビアにするんだという大方針がある。片方、四大証券といえど、これはも

う日本の代表的な独占証券会社ですよ。この四大証券に百九十九億もまだ貸し出し残があるわけ

です。もちろん、それが公社債を買いためにやむを得ない資金で、そういう担保がきつ

とあるという、債権確保の面で間違いないということは私は認めます。問題は、その四大証券に百

九十九億の残を、こういう株の増勢、非常にいいと

きに、やはり大蔵省としては積極的に返させる指

導をするべきではないか。特に片方、金融引き締

めで日銀は、一般企業家に対する融資というものはぐんと締めておるので、株価にそう直接

打撃を与えない範囲内においては、返済促進とい

うことを行政指導すべきではないか、こういう提

言なんですよ。どういう指導をしているかといふ

質問なんですね。

○広瀬政府委員 一般的に申しますれば、おつしやるとおりだと思います。余分なお金がたまつ

ているんじやないか。ただ、全般的に証券界の状況を申しますと、いまよくいわれておりますこと

は、かなり市況もよくなつていて、それから証券

界の金融も緩和されてきてるんじやないか、そ

ういうときに日銀の融資が、たとえば信用取引の膨張というか、こうでもって出ていて、金融引き締めのしり抜けになりはしないかといふことが

非常に御指摘のボイントだったと思うのですが、これにつきましては、実際の数字に即してみます

と、証券界全般の空氣としましては、この信用取引によって貸し出しの増があります反面、先ほど

おっしゃったとおりだと思いまして、保有組合なり共同証券の保有株式の売却といふ形で日本銀行への返済も相当進んでおります。それから、証券界のコール

ローンもかなりの増加になっておるというような形で、全体の日銀との関係の資金の需給と申しますが、そういったものは大体バランスするような

状況は大体そのようなことでございます。

○武藤(山)委員 そこで、私が言いたいのはその

次なんですが、金融引き締めでできるだけ金融機

関は窓口規制も強化され、しかも国際収支を改善

するために、金融はシビアにするんだという大

方針がある。片方、四大証券といえど、これはも

う日本の代表的な独占証券会社ですよ。この四大

証券に百九十九億もまだ貸し出し残があるわけ

です。それについての見解をただしておるわけ

です。もちろん、それが公社債を買いためにやむを得ない資金で、そういう担保がきつ

とあるという、債権確保の面で間違いないといふ

ことは私は認めます。問題は、その四大証券に百

九十九億の残を、こういう株の増勢、非常にいいと

きに、やはり大蔵省としては積極的に返させる指

導をするべきではないか。特に片方、金融引き締

めで日銀は、一般企業家に対する融資というものはぐんと締めておるので、株価にそう直接

打撃を与えない範囲内においては、返済促進とい

うことを行政指導すべきではないか、こういう提

言なんですよ。どういう指導をしているかといふ

質問なんですね。

○広瀬政府委員 発行したい、売り出したい、こういうふうな新聞報道が四月段階で出ておりましたが、その後、新

型のものはいつごろから売り出そうといふことを

大蔵省には伝達があつたわけですか、まだありますか、それはどうなんですか。

こまかい配慮を財政当局がやつて、景気調整にへの役にも立たぬようなことをやる必要があるのか。それだつたら六月まで時期を見よう、そのかわり六月になつても、国際収支が改善されぬそだ、どうもあぶないといふときには思いつつてその段階でやろうといふ、そういう態度をとるべきであつて、主計局としては、今回のこの措置はあまりいただけない、効果の薄い措置ではなかろうかという感じが私はするわけです。

そこで、今度は第一・四半期が済んでその次の期になると、従来の一〇%から一五%、さらに国際収支が改善されないという事情のときには、またそれと同じような繰り越し方法を考えるのである。今度は、第二・四半期はこういう方法でいましょう。これを一五%，同じペーセントだけれどもまた延ばしていく。それよりもペーセントをもっと上げて、今度は二〇%くらい締めて、日銀の政策と接近するように強力なものを考える。今後は、六月以降はどうするのですか。

○相沢政府委員 支払い計画は、これは御案内の一おり毎四半期立てるものでござりますので、第二・四半期の支払い計画は、これは六月一ぱいに余りございます。今後の情勢の推移を見て第二・四半期の支払い計画をどういふうにするかきめたいと思つておりますけれども、特にいまのことからお尋ねして、それから日通の脱税、日大の使途不つくるということになつております。まだ一ヶ月余りございます。

○武蔵(山)委員 きょうは村上主計局長を呼んで、実は日本の大番頭に聞かなければなかなか本音がわからぬのであります。相沢さんにもういうこれから見通しや國全体の金融政策とからみ合いの問題を聞くのはちょっと無理だらうとは思うのです。しかし、私はあなたの才能を高く評価しておるので一応聞いてみたわけであります。が、どうも満足な答弁が得られないでほんとうに不満であります。いたし方ありません。

いざれにしても、財政当局としては、景気調整に財政を使うという方法自体にもいろいろな議論

があるところでありまして、あまりこそくな、の場だけの小細工で景気調整に協力しようといふ態度はやはり再検討すべきではなかろうかといふべきがいたします。

限られた時間でいろいろ先へ進まねばなりませんから、財政問題については一応その程度にして、次に税制、税金問題で国税庁長官にちょっとお尋ねいたしますが、いままでショッキングな脱税事件というのが幾つかありましたね。ここ二、三年間でも代表的なのは森脇の脱税で、全国をぎわした。那次は吹原事件で、吹原もかなりの脱税をしているというわざで、これもショッキングなニュースがありました。しかし、ニュースにばあつと出て、あとはもうどうなったのだからさっぱりわからない。そこできょは、まず森脇の脱税問題についてはどんな処理がなされたのか、それから吹原の脱税問題についてはどうなつたのか、そしてその課税額が完全に捕捉され、さらに納税も完了したのかどうか、この二つを先にお尋ねして、それから日通の脱税、日大の使途不明金、こういう問題に入つてきたいと思う。とりあえず、まず森脇脱税と吹原問題の処理はどうなつたのか。

○泉説明員 森脇文庫の脱税につきましては、御承知のとおり法人税につきまして、本税が五十七億、加算税、延滞税を加えまして七十六億の課税をいたしました。そのうち約三十一億円の金額にのぼる収納を見ておりますが、なお残りの四十五億円程度は滞納になつておる状況でございます。それから森脇個人につきましても、本税一億六百万円のほかに、加算税、延滞税を加えまして二億五千八百萬円の課税をいたしました。そのうち約二千五百円余りが収納になつておりますが、なお二億三千円余りが滞納になつておるのでございます。

それから、吹原産業の問題につきましては、これは実は森脇文庫のほうに貸し金の利子として払つてしましましたので、利益は生じておらない、むしろ欠損になつております。したがつて、課税の問題を生じておりません。

○武蔵(山)委員

森脇文庫のほうの滞納税額は四十五億残つておるのであります。これにつきましては、この課税自体につきまして訴訟が提起されておりますが、われわれのほうといたしましては、この滞納整理のために滞納処分をいたしまして差し押さえをいたしております。ただ、その差し押さえにつきまして、森脇文庫の所有物でないとかいうようなことで民事訴訟が十数件提起されておりまして、目下そういう所有関係につきまして訴訟で争つておる段階でございます。したがつて、そういうことのために滞納処分を執行できない、一応差し押えたままで訴訟で争つておる、こういう段階でござります。

○武蔵(山)委員

次に、日通の事件も、あれだけの金の延べ棒の問題や別荘の問題やいろいろあるから、これは社長個人の脱税で認定賞与とみなされると、それから法人税のほうの、トンネルにして、一回資産になつたものが横へ流れた場合の課税の問題として法人税の脱税もあるだらうし、この日通の脱税の問題だけに限つてみたら内容はどういうことになりますか。

○泉説明員

いわゆる日通問題につきましては、御承知のとおり、私どものほうは、富士見ランド建設に関連いたしました子会社である大和造林が脱税をしておりますので、この大和造林を告発いたしました。

たしかに、富士見ランドは、東京地検のほうと協力いたしまして、関係者について現地検の捜査によりますと、使途不明金として否認がはなだ不明確になつておる。ここで私どものほうの手だけでは処置できませんので、東京地檢のほうと協力いたしまして、関係者について現地検の捜査によりますと、そのうちには金の後地検の捜査によりますと、そのうちには金のいたしまして課税をいたしておつたわけであります。(武蔵(山)委員「幾ら」と呼ぶ)八千六百万円の所得金額になるわけであります。ところが、その後地検の捜査によりますと、そのうちには金のいたしまして課税をいたしておつたわけであります。(武蔵(山)委員「幾ら」と呼ぶ)八千六百万円の所得金額になるわけであります。ところが、それはなくて内部留保された金額になつてくる。こういうことであります。課税の数字 자체としては変わつてまいらないと思います。ただ、その後の地検の捜査によりますと、使途不明金として否認がはなだ不明確になつておる。ここで私ども

認いたしました金額にやや不足する金額がありますので、これらにつきましては近く更正処理をいたしたい、このように考えておるわけでございま
す。

○泉説明員 別荘建築のためにはまず土地の取得の問題、それから建築費が幾らかかっておったかという点が問題になるわけでございます。会社のほうの經理が、実はそのところが明確になつておりません。現在その点を取り調べ中でござりますので、その取り調べの結果によつて処理しなければならないわけでございますが、会社のほうの經理いんによつては会社に課税しなければならない。それからまた、もしその別荘の取得が横領の中に入つてくるということになりますれば、先ほど申し上げましたように、横領として福島社長個人に課税するわけにはまいりかねますが、会社のほうの經理いんによつては会社に課税をせざるを得ない、こういうことにならうかと思ひます。いずれにいたしましても、その点はなお取り調べの結果によらなければならぬかと存じます。

○泉説明員 日本通運につきましては、私どもは特別調査官の特別調査の対象法人といたしまして、厳重な調査を從来続行いたしております。したがつて、たとえば三十八年九月期でございますと、調査によつて所得の増加額は五億四千万円にのぼる、こういうふうな金額が出ております。もつとも申告額自体が半期で四十億をこえるといつたような非常に大きな所得のある法人でございますので、五億と申しましても申告額の約一割ちょっととにしかのばらないのです。しかし、そうした更正をずっと続けてまいつております。

○武蔵(山)委員 政務次官が公認会計士法に基づいて処分をしたいといふ明確な答えをいたしましたから、この問題はこれ以上お尋ねいたしませんが、しかし早く早急にひとつ御検討を希望しております。

もといたしましては、別段そういうことを申しておるわけではないのであります。

○武藤(山)委員 まだ申し上げられる段階でない。いつごろなら申し上げられますか。

○泉説明員 まだ調査をいたしておりますのでございまして、私どもとしましては、できるだけ早く調査を完結したい、こう思つておりますが、現在のところ調査がいつ完了するかということはちよと申し上げかねます。

○武藤(山)委員 あなたは正直な人ですが、たまにはうそを言ひますから、確認をしたいのです。というのは、前に佐藤総理の場合も、必ずいつま

したがつて、今回の関係はそういういた時期の後の事案でございます。したがつて、過去の脱税分について取り漏れになつておるということは、もちろんさらに今後調査した上でないと十分申し上げかねますけれども、そらあるまいというふうに思つております。

○武藤(山)委員 これは証券局かな、主税局かな、これに関連しての公認会計士の問題は。——

これは政務次官、こういう日通のような、三十八年に五億も更正を受ける、あるいはまた、今度のような国民全体に疑惑を与え、納税意欲を減退させるような、こういう経理を担当しておる公認会計士について、大蔵省はこのまま放置しておくのですか、これは何か処分をしておるのでですか。

○倉成政府委員 公認会計士のあり方については、われわれも日ごろからいろいろと検討しておりますけれども、やはりたゞいま武藤委員仰せのような大きな会社についての監査は、個人の公認会計士でやるというのは事実上非常にむずかしい。したがつて、アメリカその他の制度にありますような監査法人の制度ができるだけ充実してまいりまして、この監査の適正を期したいと思っております。

また、監査について不適当でありました公認会計士については、公認会計士法に従つて処分をいたしたい、かように考えております。

しておいて、そして刑事訴追はない方針であるということをばこと出したのですね。何でそんなことをするのですか。何か意図があるのでありますか。

では調査をして報告しますからと言つてそれをお報告しなかつたでしよう。ひとつうそを言われておるから私はいつごろかという確認をしていてるわけあります。

この問題で特に国税庁が調査したかどうかわからぬままですが、日大の外郭団体の日本会といふものに、どこから一休金が流れているのかも国税庁は調査したですか。

○泉説明員 現在源泉監査を実施しておりますのは日本本部並びに各学部及び高等学校でございまして、お話しのように、日本会という会がございまして、これは社団法人になつておるようであります。ですが、これについては現在特に調査いたしておるわけではございません。

○武藤山山委員 その日本会なるものも、どうも調査をするとかなり脱税の疑いのあるものがたくさんあるよう気がする。水田さんは日本会相談役、顧問には名をつらねておりますか。

○水田国務大臣 この日本会は総裁が佐藤栄作、歴代の大蔵大臣がすらりと名を並べ、防衛庁の長官、あるいは自民党的幹事長経験者、こういう人たちが、ずらつと大ものが並んでいますよ。幸い水田大蔵大臣がその顧問に就任してないということは、国税庁としても調査しやすいと思うのです。ひとつ国税庁はこの際、学校であつておるから私はいつごろかという確認をしてるわけあります。

もうワンマン経営、ずさんな金銭の出し入れ、ここにいろいろ資料もあるのでありますが、時間が過ぎませんからやめますが、あなたがまだ発表で臨む段階でない。発表できる段階になつたら、臨時国会で中身を少し突き合わせをしたいと思いますので、ひとつ嚴重な調査を願いたいと思います。
大臣もお忙しいからだて恐縮ですから、大臣に質問を一、二申し上げて質問を終わりたいと思います。

せ、どう受けとめさせようと考へてゐるのか。そして日本の経済はこういう方向でこう行くのだという、短期間でけつこうだから、ここ一年くらいいの見通しに立つてあなたのビジョンをひとつここで聞かしていただきたい、こう思ひますが、いかがでござりますか。

は樂觀する状態ではございませんが、国際収支の基調はようやく明るさを見せてきている。

こういう段階だと想いますので、いまの政策をゆるめないで、この方向を定着させるということをやりますと、一応今後の日本経済の飛躍の基礎がここで固められるというふうに考えますので、この次の成長政策といふようなものは、いま調整下にありますても、十四兆の設備投資をしているというのが日本経済の特徴でございますからこ

わないと、暗中模索しやありませんか。国際金融局長、ちょっと来て手伝ってやってくれませんか。大臣、ちょっと聞かしてください。その四つの事件の中のどれがどう動いた場合、どういうところに行つた場合には、金融緩和の方策に転換できるんだ、それを國民は聞きたがっているのです。

至上命令だから、國際收支を改善する。いいでしょう。それをやらなかつたら、日本の經濟自体

最近の金融情勢を見ますと、いろいろな現象があらわれて、一体どういう方向に日本経済が進んでいくのだろうかと、国民大衆はいろいろな目で、しかも不安もあり、あるいは希望も持てる面もあり、あるいは全く暗中模索の面もあり、いろいろなむずかしい経済情勢が今日の段階だろうと思うのであります。そこで、日本の経済はこういう方向にこういうビジョンでこうなっていくのだ、こういうものをひとつ水田大蔵大臣からお聞かせを願いたい。

たとえば大型企業の合併の問題も出ている。ところが、金融引き締めで苦しんでいる。こういうときには、コールレートは今度はだいぶ上がつてしまふ。月越しもので一銭五厘になるうとしている。いま二銭四厘、ついこの間歩積み・両建て問題を取り上げたときには一銭八厘、日銀總裁は一銭八厘のコールレートを維持します、これは日銀の政策として可能ですと言つて豪語しておつたのが、ついに二銭四厘にコールレートは上がりてしまつ

に、樂觀を許さない悲觀すべきものだということもできない。問題は、いかにして早く日本經濟におけるいわゆる國際收支の均衡化というものをかるか、すべてはそこから、次のいま言われるようなビジョンにいたしましても、次の成長政策にいたしましても、やはりそこから出発いたしますので、したがつて、昨年から今年にかけて私どもは予算の編成方針におきましても、金融政策においても、やはり國際收支の均衡回復ということを中心の政策として今日までやつてきておるところでございますが、これは次第にいま効果が出てまいりまして、去年の十二月まではなかなかつかれました効果が出てまいりませんでしたが、ようやく本年に入つてから、最近におきまして金利が上がつてくる、そうして生産の上昇テンポもここで鈍つてしまつりました。したがつて、在庫調整も開始されている段階であるというふうに私どもは考えております。

これがうまく切り抜けられたら、この設備投資は今後の輸出の基礎として相当威力を發揮するものと思いますので、今後われわれが気をつけることは、やはり安定成長ということであろうと思います。したがって、これを基盤にして次の安定成長政策をどうとるかというのがこの次の政策である。それまで何をおいてもいまの国際収支の問題だけ片づけることが日本経済に与えられた至上命令だと思って、いま努力しておるところでござります。

○武藤(山)委員 そこで、国際収支の改善のめどというものは、大体どういうラインに来た場合に所期の目的が果たせて、大体今度はこんな引き締めをしなくとも、窓口規制もある程度緩和できるんだ、そういうめどはどういう想定を置いているんだといふように国民に知らしめなければ、ただ、企業経営者の態度が最近好ましくなってきたとか、輸出が改善されてきて明るくなってきたといふ説明だけでは何かたよりにならない。たとえ

が破壊されるのだからいいでしょ。しかし、それが耐えられない中小企業、きょうもいまどこかでつぶれている中小企業の立場になつたら、いつまで一体この引き締めが続くんだろうか、コールレートが二錢五厘になつて、難金融機関の資金が都市銀行に吸い上げられたならば中小企業に金が来なくなるのではないか、いろいろな動きを心配して中小企業は見守っているわけであります。それに適切にこたえるための大臣の御答弁がなければ国民は安心できぬじやありませんか。国際金融局長も手伝つて、国際収支の改善、引き締めの緩和のためにこういう情勢になればいいのだとう、想定されたものをひとつ大臣から明らかにしてください。

○水田国務大臣 これは一応想定は持つておりますが、その想定が実現される可能性ということを考えると、非常にむずかしい問題がござります。たとえば、貿易収支ならば、いま言われていることでござりますが、貿易収支だけで見たら一意八

た。こういう引き締め下で、景気はどうも不景気になるのではないかと思われ、ところが、株のほうは景気がよくて一千五百円台をこえた。中小企業は、富士や八幡の合併あるいは王子三社の合併で、一体これから中小企業というのは国はどうしてくれるのだろうか、中小企業はばたばたと倒産をしている。一年間にこれをブルーして数えるならば、一万余件をこすであろうという倒産件数が実績として出ている。

一体、日本の財政をあざかる金融の最高の指導者である大蔵大臣は、国民にこれをどう理解さ

国際收支面を見ますと、貿易におきましては、特に輸出が非常に改善されてきておりまして、昨年の十月—十二月の季節調整後の黒字は月四千五百万ドルというようなところでございましたが、一月以後これは一億ドル以上になるようになりますが、最近は昨年十一—十二月の三倍以上の黒字を出すというところまで来ましたので、国際收支は明らかにその方向が明るくなつてきておるということは確かでございますが、設備投資意欲といふものがまだ相当底堅いものがござりますし、あわせて、海外情勢もございますから、いまこれ

ば、貿易収支が月々どの程度の黒字が何ヵ月間く
らい続くならば、あるいは外貨準備高がどの程度
安定的に維持されるという見通しがはつきりして
くれば、あるいは企業者の経営態度が、こういう
態度がどう持続されば、国際経済環境がどうい
うものが起らぬ限りという条件がどうなれば
という、四つくらいの要因についてある程度の目
安といふものを定めて、この日安が実現した場合
に政府は今日の引き締めというものを解除できる
んだが、いまの段階はこうなんですよ、そういう
具体的な、中身のある大臣の見解を聞かしてもら

一千万ドルの黒字が続くという状態であれば、一応今まで考へられるいろいろな資本収支の問題を考えても、やや均衡というところへいくだらうといふようななめどは持つておりますが、かりにいまの状態で見ますと、貿易収支が一億八千万ドルの黒字を出しても、国際情勢のいろいろな変化から、資本収支の変化の予想といふものがやはりむづかしいものが出ておりますので、そうしますと、それとの関連において、貿易収支が一億九千萬ドルでないといふとかいいとがといふ、いろいろの問題が出てきますので、こういう各条件の

からみ合いを見まして、ようやく均衡がここで定着しかかつたということを判断できる瞬間において、私どもは、政策のいろいろな転換ということを考えてもいいというふうに考えております。その時期がいつかということをきょう現在判断するのは、まだちょっとむずかしいのじゃないかと思ひます。

○武藤山一委員 私が言つてゐるのは、いつ轉和の方向に転換できるかという時期を聞いてゐるのではないのです。こういう条件、こういう条件、こういう条件がはつきり現象として見えるといふ段階が来れば解除できるのだ、そのためには、いまどういうように情勢が動いていて、また障害があるのか、そういう点を明らかにしろ、こう言ってゐるわけですが、それは大体あなたには無理なんですね。大臣は国際金融局長からのサゼスチョンでいろいろ答えてるのでしようからね。

〔国際金融局長に伺います〕
見て、この引き締めというものは、貿易収支が一億八千万ドル、一億九千万ドル黒字になつて、それがかりに三カ月間続いたとして、そんな程度ではこの緩和というものはできないのだ。もう一つ、外貨準備というものはいま十九億ドルを割つた。こういう状態で、かりに貿易収支が一億八、九千万ドル黒字になつても、外貨準備高がこの程度ではだめです。これがここまで上がらなければダメです。しかし、それをやつても、一億八千万ドルというものが三カ月かりに続いても、国際金融情勢から、結局短資の導入というものが困難を来たすかもわからぬ。国際金利の高騰によつて短資が入つてこないかもしれないからなかなかこれは緩和はできませんよとか、いろいろな与件があると思うのです。そこで、緩和をさせ得られる四つの条件といふものがこうなつたときには緩和に転換できるのだという、そういうものをお聞きたいのです。その見通しを国際金融局長は一体どんなぐあいに見通しておるのか。

○柏木(雄)政府委員 ただいまの御質問はたいへんむずかしい御質問だと思います。

いま大臣から、貿易収支の黒字一億八千万ドルぐらいというようなことで一応目安を立てられてた。これは、かつて日本銀行がそういうことを言つておりますが、これは、資本収支が安定しているとか、国際情勢が安定しているとか、いろいろな要素を求めてそういう計算が昨年できたのであります。今日の貿易上から申しますれば、一億八千万ドルは当然二億ドルぐらいに増加したいと思うのであります。しかし、むしろ問題は、一億八千万とか二億ドルとかいう数字は、これによつてようやく国際收支が均衡するということを期待する数字でありますと、私ども事務当局としましては、むしろこれから黒字基調に持つていき、外貨準備の積み増しを考えなければならぬ時期が来ていると考えます。

外貨準備の問題になりますと、幾らがいいか。一十億ドルがいいか、三十億ドルがいいか、これは理屈的に判断するには非常にむずかしい問題でございますが、少なくとも二十億ドルよりかなり上回った数字を目標にしなければならぬということは確かにいえると思います。しかし、外貨準備の数字だけでも判断しかねる。これはもう一つは、いま武藤委員から御質問がありました、短期資本の問題でござります。日本は昨年の赤字にどうやって対処するかといえば、外貨準備の減少を避け、主として短期外資を入れてバランスをとる、そういう状態でござりますので、これからはやはり為替銀行のポジション、日本の対外ポジション全般の改善ということも考えなければなりません。

それから、さらに世界情勢の問題でございますが、これは貿易収支の黒字が相当程度持続し、外貨準備も積み増しができて、それから短期資本の問題も不安がなくなるというときに、世界貿易がどういうふうに発展するかということもあわせて考える必要があるのでないか。その点になりまして、とおり、たいへん国際通貨の不安の問題もござい

ますし、それから体制を締めてギリス、カナダのスローダウンをうふうに見き。いろいろ考かがたくさんあって、これなら土地という見通しが内経済の中にあります。武蔵(山)委員会も存じます。

貿易から、それに関連して、各国が國內いくといふこと、特にアメリカ、イギリス等が縮めることに伴う世界經濟のわめるか。
てまいりますと、考慮すべき要因とすると思います。それを全部総合し人体、日本經濟の黒字基調ができるがつく時期が参りますれば、当然国においてもいろいろな措置を考えられ

○武藤(山)委員 一オノス何ドルで買う予定ですか。
か。大体いま着々もう買い付けは始まっていると
言うんだから、値段はわかっているはずだ。
○柏木(雄)政府委員 政府が買います金は、市場
で買いますので、市場価格で買っておられます。
○武藤(山)委員 市場価格はいま一オノス四十二
ドルにもなってきたでしょう。これはもうとても
買えないでしょうね。
まあいすれにしても、私はこれで約束だからや
めますけれども、この問題については、日本の經
済あるいは財政上にもいろいろな影響があるわけ
ですが、ひとつこういう問題についてはぜひ次回
に、大臣がゆっくり時間をとれるると思いますの

に、金を十四トン外国から買う。こういう予算ができるわけですが、こういう金の情勢でも政府は十四トンの金は必ず確保しますか。これはわかつておるなら大臣。

○渡辺(美)委員長代理 ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○渡辺(美)委員長代理 速記を始めて。

し、いまの情勢では十四トン買うことは可能であるというふうに思っております。
○武藤(山)委員 国際金融局長、その十四トンはいつごろどこの市場で買おうとしておるのですか。

本会議前会後再開することとし
午後一時二十七分休憩

○柏木(雄)政府委員 これは最も有利な市場で、市場の推移を見ながら買いたいと思います。いつどこでどう買っていくかということは、申し上げるのは差し控えたいと存じますけれども、すでに購入を始めております。

○毛利委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等

○武藤(山)委員 そうすると、特別会計では五億円ばかりしが計上してない。金の値段は上がっている。そうすると、単価が上がっているから、十四トンはあの予算では買えないですね。

に関する法律案を議題といたします。
質疑の通告がありますので、これを許します。

村山喜一君。

○村山(喜一)委員 このデンマーク王国との条約の実施に伴う特例等の法律案に関してお尋ねを

金は買えるかと存じます。これは予備費が組んでござりますので、大体予備費を使えば十四トンの
当てが要るかと存じます。これは予算の手帳上がり分につきまして、どうしても予算の手帳上でござりますので、金は買えるかと存じます。

いたしまりますが、いま租税条約が結ばれて
いる国はどういう状態になつてゐるのか、御説明
を願いたいと思います。

○吉國(二)政府委員　わが国が戦後二重課税防止
のための租税条約を結びましたのは、現在までに
十八カ国でございます。そのうち十カ国がいわば

先進国といわれるものでございます。あと八つが開発途上国に属するものでございます。先進国では、日本と経済的関係の多いアメリカ、西ドイツ、フランス、イギリス、カナダ等をはじめとしたしまして、その他北欧三国、ベルギー、オーストリア、この十カ国になつております。開発途上国といつしまして、パキスタン、インド、シンガポール、タイ、マラヤ、ブラジル、セイロン、ニュージーランド、この八カ国になつておるわけでござります。

○村山(喜)委員 あなたのところからもられたのでは締約国は十六か国となつていますが。

○吉國(一)政府委員 ただいま申し上げましたのは、条約を締結いたしまして署名が済んだものを申し上げましたが、そのうちベルギーとセイロン

は、批准の交換がまだ済んでおりませんが、条約内容は確定をいたしております。

○村山(喜)委員 世界百十七カ国ですか、日本の貿易相手国はその中で幾つかあります。——あ

とでお答えいただいてけつこうですが、百十七カ

国あるのに十六カ国とだけしか条約が協定効力済みの状態にないという、これは私は非常におくれ

ていると思うのですが、どういうふうにお考えになつておられるのですか。

○吉國(二)政府委員 この二重課税の防止条約は、御承知のように第一次大戦後に国際連盟がモデル条約をつくりまして、それ以来だんだん進んでまいりましたが、わが国では戦前は船舶の二重課

税排除のいわば部分的な条約だけを持っておりま

して、全面的な所得税、法人税等のいわゆる所得に対する二重課税排除の条約を始めましたのは、昭和二十八年のアメリカが最初でございます。そ

ういう点から申しますと、かなり日本は勉強しておるほうではないかと思います。先進諸国でもアメ

リカ、イギリス等は非常に多くやっておりますが、それでも、それほど多く租税条約ができるおわけではありませんで、そういう関係で O E C D でも一つの条約のモデルをつくりまして、それで

今後先進国間はお互いに条約を推進していくようになります。わが國も十八年になりますけれども、なお現在も条約交渉進行中の中のものが十近くございます。この兩三年中になりましたが、この主要国とは締結できるようになるかと思いまして、それがどおくれておるものでもないかと存じております。

○村山(喜)委員 おくれていないとおっしゃるわけですか。私はこの国をながめてみまして、日本の貿易構造の上から最近ウエートが非常に高まつてしまいまして東南アジアなりあるいは日本の近隣の国々との間には、まだそういうような租税条約が結ばれていない状態にあるということから考えてまいります。これは立ちおくれておるんじゃないのかと思つたのです。ところが、あなたの説明を聞くと、いや、たいしたことはないんだ、これはおくれていいんだ、努力をしているんだというようなことでございます。私はやはり条約締結はあなたの分野ではなくて、これは外務省にならうかと思うのですが、それは違いますか。

そういう立場から、昨年の十月の二十四日ですとか、韓国、フィリピン、それから台湾の国民党政府、オーストラリア、こういうような国々との間に租税条約の締結を急ぐ、政府はそういうような方針をきめたという記事も出ておりました。な

お、佐藤総理が東南アジアの国々に行かれましたあと、十月の十三日にはオーストラリアの首相と

渉についての話し合を行なおうということをわざがほうから申し入れまして、先方からそれに応諾する回答がございました。その後昨年の秋にわが

ほうの案を提示いたしまして、先方は目下これを検討中だということございまして、これにつきましては話し合いでまだ行なわれておらない、先

方の検討の結果を待つて話し合が行なわれる、

こういう状況でございます。

○金沢説明員 お答え申し上げます。

いま御指摘のございました韓国、フィリピン、

オーストラリア、中華民国、この四カ国につきましても、現在租税交渉の進歩中であるということ

が申し上げられると思います。

一つ一つの国について申し上げますと、韓国に

つきましては、昨年の五月と十月に予備交渉がなされました。五月にわがほうの条約案が提出されております。先方はそれを検討いたしまして、本年一月に東京で局長レベルの交渉が行なわれたわけでございますが、まだ交渉は進捗中だ、こうしてまいりまして、まだ今後話し合いが何回かにわたって行なわれるということが予想される状況でございます。

フィリピンにつきましては、昨年の三月にわが

ほうの協定案をやはりフィリピン政府に提示いたしました。その後フィリピン政府はこれを検討中でございましたが、本年の三月にフィリピンの大蔵次官を長とする交渉団が参りまして、東京におきまして話し合が行なわれました。これも一回

の話し合いでまだ妥結するというような状況でございませんで、今後何回かの話し合を経て妥結に至る、こういう段階ではないかと思います。

中華民国につきましては、昨年の六月に租税交渉についての話し合を行なおうということをわざがほうから申し入れまして、先方からそれに応諾する回答がございました。その後昨年の秋にわが

ほうの案を提示いたしまして、先方は目下これを検討中だということございまして、これにつきましては話し合いでまだ行なわれておらない、先

方の検討の結果を待つて話し合が行なわれる、

こういう状況でございます。

○金沢説明員 お答え申し上げます。

いま御指摘のございました韓国、フィリピン、

オーストラリア、中華民国、この四カ国につきましても、盛んに総理大臣まで出席をして質疑が行なわれていることとし、二百四十億円の基金の中

で、新聞によるとインドネシアに対して三百四十億円くらい今まで供与しようというような上積み

も考へておる次第であります。

○村山(喜)委員 インドネシア等に対しましては、いま商工委員会で経済協力の基金法をめぐりまして、盛んに総理大臣まで出席をして質疑が行なわれていることとし、二百四十億円の基金の中

で、新聞によるとインドネシアに対して三百四十億円くらい今まで供与しようというような上積み

も考へておるよう伝えているわけであります。

そういうような場合に、こういうような外交問題でございますから、租税条約の締結を同時に進めいくといふような方式はとれないものか。台湾

に対しても前に円借款等を供与した場合があるのです。韓国に対しましても同じように経済援助を

やつて いる。そ うい うよ うな 場合に、日 本の ナ
シ ョ ナル イン タレ ストを 求め て いく 場合に は、一

面においては近代的なそういうOECDのモデル条約に従うような形の中で推進をしていくという方式をとるべきではないか。それはそれ、これはこれということで、私は切り離した形で外交が進められていくように見受けられるわけでありますが、そういうことはないのですか。そういうような経済援助をする場合には、このような問題についても前向きで対処をさせるというような取り組みをされているものなのかどうか、その点についてお伺いいたします。

承知のようない経済協力の問題があるわけがございまして、おっしゃいましたように、そういう問題とそれから租税交渉というような問題はできる限り関係のあるような形で交渉を行なうことができましたら、これは一番望ましい形ではないかと考えております。ただ、何ぶんインドネシアは、いままのところまだ税制が非常に安定いたしておりませんので、その点は時期を見て交渉を申し入れたい、こういうふうに考えております。

○村山(喜)委員 すでに締結をされましたパキスタンなりあるいはインド、タイですか、これらの国々の間に船舶条約の規定がないのはペキスタンだ、それからインド、タイについても課税の半額しか源泉地国の軽減措置がとられていない、こういうようなふうに聞くのですが、今度のデンマークの場合はこれはどういうふうになつていますか。

なお、それらのパキスタンなりインドなりタイ
というものが、そういうような源泉地図のほう
に有利なような形の中で条約が締結をされていて
ということは、これは今後、いま交渉を進めてい
る韓国なり、あるいはフィリピンなり、あるいは
中華民国なり、オーストラリアとの間ににおける交
渉において、そういう同じような発展途上にある
国にとっては、それに右へならえをするようなこ
とにはならないかどうか、その点について懸念は

律の条約、たとえばOECDのモデル条約を押し

○吉國(一)政府委員 この租税条約を締結いたし

つけるということはちょっと無理なように思いますが、そこでございます。現に、わが國もOECDのモデル条約については若干の点を留保しているような次第でござりますので、できるだけその当該国としてできる限度まで説得をしていい条約をつくっていくよう努めいたしておるわけでござりますが、それぞれの国によって若干の相違ができるのはやむを得ないかと考えております。

○村山(喜)委員　そこで、日本の税法は、外国人、外国税の税額控除方式ですか、何かそういうような方式をとっている。ところが、免除方式をとっている国々との間の組み合わせの問題なりあるいはそれとの比較対照の問題が具体的には出てくるわけだらうと思うのですが、日本の立場からいえば、租税条約の有無にかかわらず、この二重課税の救済は国内法において措置がされている。しかし、外国のほかの国が免除方式あるいは混合方式をとっているので、だから条約を締結をしなければならない、こういうことにならうかと思ひますが、その場合にいま進めておいでになります韓国なりあるいはフィリピン、中華民国あるいはオーストラリア、これらの国々との間の交渉の中で一番問題になつてるのは一体何でしょうか。特に韓国の場合等は、だいぶ日本の在韓商社に対しまして課税を強化するというような動き等が過去においてあつたようですが、六四年度分については千六百一十万円しか課税がされていなかつたのに、六五年度分の課税については百十倍、十八億円も要求をしてきた。こういうような問題は、いわゆる税法上は卸売り業のような形で税率を上げ、そして課税をしてきた。ところが、法的な立場からいえば、ブローカーのような仕事しか商社活動としてはしていない。そういう実態にあるにもかかわらず、それを税制上は卸売り業として認めて課税を強化してきた。そこに原因があるのだというようなことを新聞で伝えておりましたが、これらの問題についてはどういうところまでいま話が進んだのですか。

ます場合に、相互に国内法が違つております。わが国におきましても、国内法の外國法人に対するあるいは外國の居住者に対する課税規定は相当きびしくなっておりますが、租税条約を締結する際にそれを緩和していくという形になつております。これは何しろ相手国というものがいかなる税を課するかわからないわけでありますから、国内法を制定する場合にはどうしても相当取り込み過ぎるといいますか、課税権を広げるような形で制定するのが普通でございますので、そこでどうしても租税条約といふものをつくつて、お互の国内法を調整するということが必要になると思います。国内法をつくつた以上、他国としてこれに対して文句は言えない。平等な規定であれば、差別をしてない税法であれば、これはどうにも文句は本来言えないはずでござります。したがつて、韓国の場合も課税の内容がかなりきつ過ぎる。あるいは実際の課税の際に所得の認定などをやっておりますが、その認定はできるだけ排除して審査をやつてもらう、実際の帳簿調査をやつて、実際に基づいて課税をしていくのが適正ではないかというような交渉を、条約を締結するまでの間にもいろいろ進めておりまして、韓国側も了承いたしまして、この三月にはかなりの数の商社について実査と申しますか、帳簿の検査をした上で決定をいたしまして、それに基づいて認定課税の率等も引き下げるという努力をいたしております。

しかし、いま申されたような卸売り商を適用するかどうかといったような問題とか、こういう問題につきましては、かなり国内法を調整する意味で租税条約をつくっていくことが必要ではないかと思うので、その点から再三私どもとしては、租税条約の締結を急いでいる、何回も督促をしながら先方の出方を待つておるわけでございますが、何しろ韓国はまだどこの国とも租税条約を結んだ経験がないわけであります。そのために課税当局としてもかなりティミッドであります。こちらもいわばじっくり腰を据えて交渉していく

よりしようがないのじやなかろうか、かよう考
えておる次第であります。

○村山(喜)委員 あれは韓国の法廷に持ち出され
てトランプが記して、これが六二、三平度守で

吉岡（二）支守委員　すゞ二果税によつて分かつ
つか、課税を言い渡されて、それに商社が従つた
ことがありますね。十八億のほうはその後どう
なつたんですか。これは話がついたんですか、つ
かないのですか。

きましては、認定その他の課税内容について確定をいたしておりますが、その後の課税につきましては、認定率が三分の一ぐらいに下がつておりますし、実際に近い、なお高いかもしませんが、かなり緩和した課税をお願いしてまつておりますし、そのうちの数商社については実際の所得計算をやって、実際のところに基づいて課税をやっております。その分について、その課税された結果を得率として計算いたしますとなお低いので、より今後実査の社数をふやしていくようにということで、いろいろ交渉を進めております。先方もその方向で努力をいたしておりますので、今後かなり改善されるものと私ども考えております。

○村山(喜)委員 そういたしますと、韓国との間の見通しはいつごろになる見通しでござります

○吉國(一)政府委員 ただいまのところ、先方と外交ルートでいろいろ折衝いたしておりますが、八月の日韓閣僚會議には重要なポイントをきめて、それに基づいて早急に条約を固めたいという方が先方の意向で、かなり当方のペースに近くなってまいっておりますが、その前でできるだけ予備交渉を進めるように、現在いろいろと申し入れをしていく段階でございます。

ビンの国会がなぜ通商航海条約の批准に難色を示しているか、その後あの問題はどういうような発展の方向をたどつてゐるのか、ひとつ説明願いたい。

○金沢説明員 フィリピンにつきまして、お尋ねの点は二点伺つたと思いますが、通商航海条約の批准の問題につきましては、この条約は一九〇〇年に署名をされまして、わが國におきましてはその翌年の六一年に批准をされたわけでございますが、フィリピンはその後ずっと批准をしていないわけでございます。これにつきましては、通商航海条約といふものはフィリピンはほかの国とはどこも結んではおりませんので、そういう初めての通商航海条約を結ぶということに対する不安な気持ちというものがやはりありまして、特に日本の実業界の進出によつてフィリピンの経済が脅かされないか、こういう心配があるのでござりますから、そこで、現大統領が就任いたしましてそのあとで、そういうふうな日本の、あるいは日本に限りませんで、外国の企業が進出してきてもフィリピンの企業が何ら影響を受けないようないわばその保護のための国内法をつくりまして、それがフィリピンの議会を通つた晩に日比通商航海条約を批准しよう、こういうことにフィリピン政府できめたわけであります。これは国内産業保護のための大法案がありまして、そのうちの三法案は昨年までにフィリピンの議会を通過しておりますが、残りの三法案はまだ通過していない、こういう状況でございます。フィリピンの議会は通常一月の初めに会期が始まりまして本年五月の十六日に会期が終わつたわけでございますが、これはその後また会期が延長されております。それで、その延長された会期において残りの三法案が可決されなければ通商航海条約の批准という、そういう運びにもなるのじゃないかと思つております。そういうわけで現在は通商航海条約は批准はされておりません。

は、マニラの市長が日本の商社の事業活動に対する許可を取り消したということは、これはフィリピンの法律に違反するという意見がフィリピンの法務大臣からマルコス大統領に提出されたようですがござります。それに従いまして、マルコス大統領はマニラの市長のとった行政措置を取り消す、という方向に出る、それによつて問題は一応解決される、こういうふうに思つております。

○村山(喜多義典) そんしたしますと、その見通しとしてはマルコス大統領の取り消し処分によつては解決する、こういうふうに見て間違いございませんか。

いうものは出てこないかどうかですね。これらの問題に関連をいたしまして、この関税とそれから輸入諸掛かりと合わせてそれが一つのコストになるわけですが、それによって販売をする、それから生まれる利益というものに対して国内法において課税する。そういうような場合に、この関税を一〇%引き上げさせるというようなことを認めた場合には、勢い私は租税との関係、利潤に対して課税が国内法においてなされるわけでありますから、そういうようなものに関係をしてくると思うのでありますが、それらの問題と、いまオーストラリアとの間における租税条約を進めておいでになりますその問題との関連性は一体どういうふうになつてているのであらうか、その点について説明願ふことに思ひます。

タ自動車等のダンピング輸出の問題に関連をいたしまして、日本の国内価格とFOB価格との開きがあり過ぎるので、それについての価格を引き上げて日本に完成車を輸出させるべきだ、こういふような申し入れがあつて、日本側はこれに対してあしかたがなかろうということで折り合いがついた。ところが、そういうふうになつていくと、日本の国の完成車の輸出は非常に困難になる、だから現地における組み立て方式といいますか、そういうような形で豪州との間の貿易は進めなければならないであろう、こういうようなこと等が新聞等で伝えられています。これらの問題は、やはり豪州と日本との貿易の今日の状態を考慮してまいりますると、日本の輸出量のはうが少なくして豪州から入れるはうが非常に多いわけですね。八対三の割合です。八億ドルもオーストラリアから購入をし、日本は三億ドルしか輸出していないのに、向こうのほうからそういう形で言われて、そして日本のほうがそれに従つていった。こういうことになつてまいりますと、これは日本の国内の商取引の実態というのもさることながら、それによって今後いろいろな面における影響が出てくるのではないかと思うのであります。ですが、これについては他の国に対する影響と

いうものは出てこないのかどうかですね。
これらの問題に関連をいたしまして、この関税とそれから輸入諸掛かりと合わせてそれが一つのコストになるわけですが、それによって販売をする、それから生まれる利益というものに対して国内法において課税する。そういうような場合に、この関税を一〇%引き上げさせるというようなことを認めた場合には、勢い私は租税との関係、利潤に対して課税が国内法においてなされるわけでありますから、そういうようなものに關係をしてくると思うのですが、それらの問題と、いまオーストラリアとの間における租税条約を進めおいでになりますその問題との関連性は一体どういうふうになつてているのであらうか、その点について説明願いたいと思います。

○吉國(二)政府委員 この問題はいずれあとから説明があるかと思うのですが、むしろ高くされるとによって輸出が困難になるかどうかという問題でござりますけれども、租税条約自体としてはそういう形で所得が得られようが、またそうでない場合でも課税問題についてはそう大差はないと思ひます。

○村山(喜)委員 こういうようなことがあるのじやないですか、吉國さん。いままでは完成車を輸出をして、そこで日産なりあるいはトヨタなりの現地における支店なり出張所なり販売店といふものが商社活動をしておつた。そこから得られる当該国における所得に対して課税がされておつた。ところが、今度はそういうような形でなしに、オーストラリアのいわゆる自動車の国産化計画というものののつとつて、現地における組み立てを中心とする販売方式というものに切りかえて課税をしていくという方式において変わつてくるわけでしょう。そのような形になつたら、そこにはやはり租税条約上との関係が当然出てくるのぢやないですか。そういうような面から私はお尋

ねをしておるわけです。

○吉國(二)政府委員 企業進出の形として、完成品の輸出という形で商社活動をするか、あるいは先方に現地企業をつくって生産活動をするか、これはそれぞれ企業の選択の問題であると思いますが、その結果として、課税関係は、前の場合であればオーストラリア源泉の所得は商業上の利得という形になりますが、あとの形になりますと、その現地企業からの日本に対する投資所得の形になります。現地企業としては現地で工業所得が生ずるという形になつてまいります。その場合、国の取り分がどうなるかという問題になりますと、どの程度の内地に対する配当をするか、あるいは利子に対する支払いをするかいろいろ違つてまいりと思ひますので、その点どちらが国に対するいかという点はちょっとわかりかねますけれども、企業の形態としてはそれぞれ得失があるのでじやないかという感じがいたしますが、ただ仰せのところうかということをやつて一方的な選択をしいらることはやはりそこに問題があるというふうに考えております。

○村山(喜)委員 この自動車輸出の問題は通産省の問題だらうと思いますので、そちらのはうからひとつ……。

○莊説明員 まず、今回の豪州向けの自動車の問題につきまして、豪州政府の基本的な態度について申し上げたいと思ひますが、会議の劈頭にも豪州政府の関税省の責任者が日本側のメーカーに対しまして述べたところを申しますが、豪州政府としては、日本が豪州に対して乗用車のダンピングをしておるというふうなことを考えておるわけでは毛頭ないといふことをはつきり申ししております。それから、いわんや日本の乗用車をうんと価格を引き上げさせて豪州から締め出そう、そういうふうな考え方で今回の会合を要請したわけでは毛頭ないといふことも申しております。

それで、豪州政府としてもただいま先生から御指摘ございましたとおり、日本が豪州から見まして最大の輸出国になつておりますし、片や日

本からの豪州の輸入は相対的に少のうございまして財貿易になつておるし、日豪の貿易関係といふものは豪州にとって切つても切れない関係にあるということは先方もよく認識しておりますが、その結果として、日豪の友好関係というものをあくまで尊重しながら行ないたいということを冒頭に申し述べた次第でござります。

ただ、豪州政府としては、豪州に入つてまいります商品について豪州の関税法の規定がございまして、非常にむずかしい規定があるわけでございまが、その規定の解釈、運用の問題として、現在の日本からの乗用車の輸出価格というものがその法律にびつたり立つておるだらうかどうかという点が若干問題だと思うで、その点についてお互によく事情を述べ合つて、双方互いに納得のいい線を求めるように話し合いをしてもらいたいと思うのだが、協力してもらえないか、こういう姿勢でございまして、日本側の業界もそういう意味の話し合いならばこれは応ぜざるを得ないであろう、応じてもよからうというところで会議に入ったという、そういう次第でございます。

それから結果におきましては、新聞等にも報ぜられたと思いますが、ある程度日本の乗用車のF.O.B.価格の引き上げを日本側の手で業界が自主的に行なうという形で実行されることになつてしまつたわけでございますが、第三国にこれが悪影響を与えないかという点につきましては、日本の輸出価格がこれだけの値段になつておる、これがどれだけ上がるのだというふうな立ち入ったことは豪州政府としても今後とも一切外には出さない、たゞ外國から今度の会談の模様について詳しい問い合わせがあつても、これは日本と豪州との間の話し合いだ、友好的な話しあいで解決したことだから、そういうことは第三国に責任を持つて絶対に言わないといふことも約束しております。したがいまして、今までのところ第三国市場におきまして、何か日本の乗用車の価格問題について新しく政府とか国内業界等で

問題が取り上げられておるという要素は全然ないようございます。

それが、吉國(二)政府委員の答弁でござります。

○吉國(二)政府委員 それは吉國主税局長にお聞きしますが、イギリスで利潤税が創設される、あるいはE.E.C.の国々で国境税、あるいはアメリカでは輸入課徴金、こういうような問題が税制の上から出てきた場合に、租税条約というものは改正――それに対する影響というものは出でこないのであります。

○吉國(二)政府委員 これは吉國主税局長にお聞きしますが、イギリスで利潤税が創設される、あるいはE.E.C.の国々で国境税、あるいはアメリカでは輸入課徴金、こういうような問題が税制の上から出てきた場合に、租税条約というものは改正――それに対する影響といふうに考えておりません。

○吉國(二)政府委員 この租税条約自身が、所得に対する二重課税の排除の条約、それからアメリカとの間では相続税に関する条約があります。そういう関係でございますので、輸入課徴金とがあるいはいわゆるボーダー・タックス・アジャストメントという問題は直接は入つてしまります。そういう関係でございますので、輸入課徴金とがあるいはいわゆるボーダー・タックス・アジャストメントという問題は直接は入つてしまります。それが、イギリスの利潤税の場合は、現在日本が結んでおります条約の中にイギリスが前の制度をとつておりますことを前提とした規定がございませんが、イギリスの利潤税の場合は、現在日本が結んでおります条約の改定の交渉をするといふ形をとつたということが、他の国に対する影響があらわれてくるのではないかという点も心配をいたしましたので私はお尋ねをしたわけですが、やはり現在の輸出入の状態から見てまいりますと、どうも日本側の腰が弱いのではないかという印象がございました。それにつきましては、将来法人税率等が改正になつた場合には条約の改定の交渉をするという条項が入つておりますので、これは改定をする必要があります。それにつきましては、将来法人税率等が改訂をなさなければなりません。いずれ確定的な条約の形で改定が行なわれるということになると思います。その点についての打ち合わせは先般イギリスとの間に行なつてまいりました。いずれ確定的な条約の形で改定が行なわれるということになると思います。

○吉國(二)政府委員 このたびのデンマークとの条約実施に伴います法律の中身は、これはO.E.C.D.の

モデル条約をもとにして、そして古いものをノルウェーのような新しく締結したものに変えていくのだ。こういうようなことで内容的には問題はないといふ私たまでも思ひます。が、この経済協力、国際的な経済活動といふそれを盛り上げていくべくといふ立場において、所長に対する国際的な二

高いのですか、低いのですか。

○吉國(二)政府委員 所得税としては日本のほう
がやや高いのではないかと思います。

○村山(喜)委員 しかしながら、老齢年金拠出金と
とかあるのは教会税とか、そういうような特殊な税
税といいますか、社会保険税に、うようなるのまゝ

必要であろうかと思いますので、デンマークの場合でも、その点の日本の税法とデンマークの税法との関係を見ましても、やはりこの条約が二重課税排除として必要な部面が大きいということがいえると思います。

うな立場からいって、OECDのモデル条約によるとデンマーク方式だ。日本の場合にはそれから少しはズレている。その間における不都合といふ問題は今度の協定の中には出ておりませんか。
○吉國(二)政府委員 デンマークの場合は本来

REVIEW ARTICLE

重課税を防止するという立場が租税条約の基本だらうと思うのです。ということは、それだけ貿易の拡大という問題と結びついている。ということになつてしまりますと、そこには企業の進出なりあるいは資本の進出という問題が当然出てくる。この日本とデンマークとの協定を結ぶことによって、今後どういったようなメリットが、日本の国あるいはデンマークの国において期待できるか。そういうような点はどのようにお考えになつておりますか。

○吉國(二)政府委員 全体の租税としては、デンマークのほうが負担率は高いわけでござりますけれども、所得税系統に組み入れられるものをいろいろ考えてみましても、大体日本より高いといえないのではないかと思います。

○村山(喜)委員 私がそれをお尋ねをいたしますのは、源泉地國のほうで高い場合には、撲除方式をとった場合には軽減税率の設定が必要になつてくるわけでしょう。そういうような関係からお尋ねをしているわけですが、そういうようなのは別に関係ありませんか。

本の法律によると、いわゆる居住者というのは、日本に住所を持ち、一年以上の住所を持つ個人、並びに日本に本店を持つ内国法人、これが居住者、そうでないものをいわゆる非居住者、こういうふうに区分しています。その区分は世界的に、日本のそういうような区分方式と同じような方式で、しかもその解釈というものは統一してあるわけですか。デンマークとの間はいかがでござりますか。

○村山(喜)委員 最後に、大蔵大臣においでいた
ときましたのでお伺いいたします。
いま、デンマークとの協定の問題は、いろいろ
質疑応答を取りかわしたところでございます。租
税条約の締結状況をわれわれが資料としてもらいましたのを見ますと、現実にこの条約が締結をさせ
れて、すでに発効済みのものはわざかに十六ヵ国
という状況で、ベルギーとセイロンの場合にはま
だ発効していないわけであります。が、いま日本と
韓国との間、あるいはフィリピンなり中華民国、

それそれをれと大きい額では現在ございません。進出企業にいたしましてもまだ数が少ないというような状況でございますが、日本とデンマークとの条約を結びましたのはかなり早い時期です。北欧三国はわりにはかの国ともよく結んでおるものでござりますから、早い時期に結んだという関係で、今度の改定は御承知のとおり主として投資の課税につきまして、利子、配当、それから特許権の使用料といったようなものの源泉税率を引き下げるということにいたしておりますわけでございますが、実際にこれによる課税の軽減というのはごくわずか、数千万程度でございますので、これによつて直ちに非常に大きな影響があるとは考えておりませんが、今後ヨーロッパ諸国の残つた国々と条約を結びます場合に、こういう体系をいたしておきますことがO E C D諸国との間の条約締結には非常に便利になるという点が一つの大きなメリットではないかと思つております。

○吉國(二)政府委員 基本的には二重課税防止の場合、日本の税法では、先方で課税された税額と、その対象になつた所得に対しても日本税法を適用した税額とのいずれか低いほうをとることになつておりますが、そういう意味では、先生おっしゃるよう、日本における一般税率が低いところは先方の税率を改定する必要が生ずる。しかし、投資所得たとえば利子配当、著作権、特許権の使用料ということになりますと、これはどこの国でも大体源泉課税をやつておりますので、投資所得に対して課税になる。それに対してコストがあつた場合には、たとえ一割の課税であつても、コストが七割かかつておりますと、一割の課税というのは実際は三〇%に対する二〇%でござりますから、七〇%近い税率になつてしまふわけです。できるだけこういう源泉徴収税率はお互いに引き下げ合うことが、最終的な二重課税を防ぐ一番大きな道でございますので、その点から申しますと、これは条約でやらないとできない問題でございます。一般的な税率は低くとも、投資所得にかかる源泉徴収税率についてはこういう規定が

はり国によつてかなり差がござります。たとえば
デンマークの場合でござりますと、法人の居住者
を決定するには管理支配の場所があるという前提
をとつております。日本の場合は形式的に本店形
式でございます。そこで、条約の場合はこれを調
整いたしまして、管理支配の場所があつて、本店
が日本であるという場合には、それは日本で居住
者として扱うといふような調整をはかつております
して、租税条約では、そういう場合お互に話が
つけば一本の条約上で概念規定をつくつてしまい
まして、調整できないときには「二重居住者」につ
いては場合によつては「重課税が排除できない結
果になる場合も」ございます。

○村山(喜)委員 そこで、私は最後にお尋ねして
おきたいのは、いまデンマークの場合には管理技
術上、企業が実質的な管理を行なつてゐる場所の
属する国においての課税という方式を考えてい
る。ところが日本の場合には、その企業が居住者
である國のみが課税をするという原則の上に立つ
ておるわけでしょう、そのことが海運及び航空機
所得についても同じような考え方ですね。このよ

オーストラリア等との間における条約の交渉が進められておるようあります。しかしながら相手もあることでござりますので、なかなか早急にいかないというような事情等もあるようございまして、開発途上国等については、いわゆる資本の自由化等を迎えまして、先進国との間にはいろいろなトラブルがある。そういう中に過ぎまして、日本の国益というものを伸ばしていくかなければならぬとした場合には、よほどこれから拍車をかけていきませんと、世界で百十七ですか國もあるのに、十六しかまだ締結されていない。日本が貿易立国という立場から進めていく際において、十分な保護が得られないのではないかというような問題を指摘をしたわけであります。そういうような点から、ひとつ大蔵大臣とされましても、ぜひこれらの問題についてもっと精力的に取り組んでいただきたいということを要望申し上げたいと思いますが、いかがでござりますか。

○水田国務大臣 極力条約の締結をしたいと考え、努力しておるところでございますが、開発途上国は、実際問題として税制が確立していない

ばかりでなく、交渉する相手の税の専門家といふものが非常に少ない。ある国のごときは、いまその国とやつておるので手いっぱい、その国とのあれが終わつたら、初めてその人たちを日本との交渉に当たられるというぐらい非常に専門家が少ないというような、いろいろな制約がございましておくれておりますが、できるだけ促進することに努力したいと思います。

○毛利委員長代理 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○毛利委員長代理 本案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたしました。
本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○毛利委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○毛利委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○毛利委員長代理 次回は、明二十二日水曜日、午前十時十五分理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十九分散会